

泉会の足跡



理事会において「泉の家」建設を決定

美竹教会でバザーに出品

「泉会報」第1号発行
ワシントンハイッツでバザー

日本基督教奉仕団より
毎月2万円の援助始まる

浅野順一牧師「泉会」を命名

泉会設立

浅野順一 理事長就任
羽山和江 常任理事就任

「泉」は新約聖書ヨハネ福音書第四章十四節のイエスの言葉「わたしが与える水を飲む者はいつまでも渴く事がないばかりか、私が与える水はその人の内で泉となり、永遠の命に至る水が、湧き上がるであろう。」から選ばれた。

戦傷元軍人のための「大蔵身体障害者更生相談所」発足

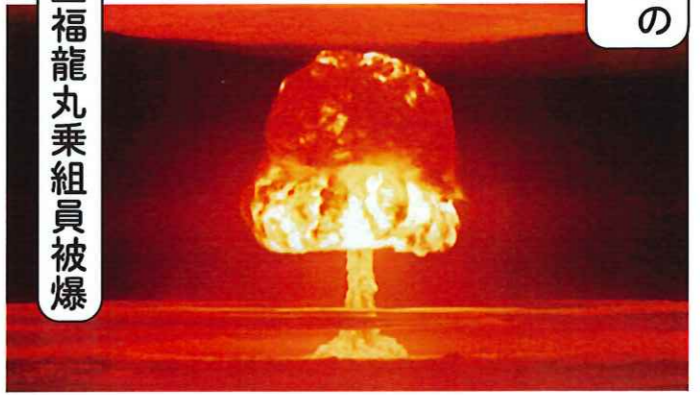
羽山和江 国立大蔵病院内の厚生園を訪問

1945 昭和 20 1946 昭和 21 1947 昭和 22 1948 昭和 23 1949 昭和 24 1950 昭和 25 1951 昭和 26 1953 昭和 28 1954 昭和 29

結核患者の入退所基準反対の「死の座り込み」

防衛庁、自衛隊発足

ビキニ諸島水爆実験、第五福龍丸乗組員被爆



恩給法改正法公布

身体障害者更生相談所の設置及び運営の基準制定

対日平和条約及び日米安保条約調印

朝鮮戦争勃発

(新)生活保護法公布

身体障害者福祉法公布

国立身体障害者厚生指導所設置法公布

日本肢体不自由児協会設立

ヘレン・ケラー来日

児童福祉法公布

日本国憲法施行

生活保護法により授産場の施設事務費に国庫補助開始



生活保護法公布

生活困窮者緊急生活援護要綱施行

GHQ「救済と福祉の四原則」(一)無差別平等 (二)国家責任 (三)必要充足 (四)公私分離

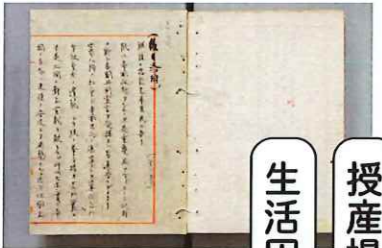
天皇人間宣言

授産場の設備費に対して国庫補助開始

生活困窮者緊急生活援護要綱閣議決定

GHQ「救済並びに福祉計画に関する覚書」を発表

「終戦の詔書」録音放送 日本無条件降伏



世田谷区岡本町2丁目に宅地300坪を取得

男子寮(さつき寮、17坪7室)落成

開所記念式 利用者通所共45人 職員7人

身体障害者収容授産施設として開所。措置委託制度の適用を受け、財政的に楽になった。羽山施設長も創立以来無給だったがようやく給料が支払われた。

身体障害者収容授産施設泉の家、開所。
木造32坪の女子寮(6室18人)完成

保護授産施設泉の家、授産施設廃止

泉の家、バザー開催 来会者約千人

生活保護授産施設までの歩み
退院して相談に来る人々の最大の問題は職業。就職出来ない人々は取り残され、そのための訓練と労働の場を提供する必要があった。羽山は授産所の設立を決意する。生活保護授産施設として認められるには生活保護受給者30名を集める必要があり、羽山は救護施設「恵風寮」に住む方たちを利用者として迎えるため、小田急バスと交渉、朝夕2回のバス運行の協力を得た。
こうして社会福祉法人としての認可が下り、生活保護授産施設として歩み始める。

保護授産施設 泉の家 開所。
定員30名 11/15

社会福祉法人 泉会 認可 11/4

泉の家、開所。 11/17

財団法人泉会 認可 1/10

国立大蔵病院東隣に220坪の土地を入手 11月

泉の家、建設資金集めバザー 6月

町募金会より建設資金援助の約束を得る 1月

「泉の家」…木造モルタル造り66坪。更生相談のための応接室、失明者が働くマッサージ室、戦傷者および家族のための診療室、浴室、集会室等が設けられた。

建物の一角の小さな売店「いずみ」。施設の製品を販売。紳士服、婦人服の注文も受けた。



1955 昭和30 1956 昭和31 1957 昭和32 1958 昭和33 1959 昭和34 1960 昭和35 1961 昭和36 1963 昭和38

全国重症心身障害児者を守る会結成

サリドマイド児問題起る

全国肢体不自由者児父母の会結成



ポリオ大流行

身体障害者雇用促進法制定

安保改定阻止デモ国会南通用門で警官隊と衝突

精神薄弱者福祉法公布

日米新安保条約調停

児童権利宣言(国連総会決議)

伊勢湾台風

国民年金法公布(障害者福祉年金の支給開始)



最低賃金法公布

日米安保改訂交渉開始

社会福祉法人の設置する
身体障害者更生援護施設への入所委託制度開始

青い芝の会発足

身体障害者更生援護施設の設置運営基準制定

朝日訴訟(生活保護法の違憲訴訟)

日本の国連加盟 可決

水俣湾に奇病発生

テレビ、洗濯機、ミキサーなどの
家電化時代始まる



家電用電気洗濯機 昭和30年代

日の出村（現・日の出町）に土地取得 9月

大蔵泉の家の売却、郊外に新施設建設の決定 5月

大蔵泉の家の売却
～日の出舎建設へ。
大蔵泉の家の老朽化で安全を考慮し売却を決意。一方、重度者が長期にわたって居住し働くことのできる施設を新たに作る事を視野に入れていた。三多摩地方や近県に20箇所以上の候補地にあたった結果、西多摩郡日の出村大字平井に1990坪の土地を取得した。

大蔵泉の家売却について理事会で検討始まる

羽山和江、辞任。

おとずれた試練…羽山の突然の辞任で2千万円の借入金を抱えた経営危機が表面化。ごく少数の職員は危機を少しでも乗り切るために無給で働く事も話し合った。但し三食だけ支給して欲しい、条件はそれだけだった。

印刷事業部を理想印刷株式会社に移す 2/5

岡本2丁目泉の家二階にて洋服部分室開始 6/1

岡本2丁目泉の家落成。 5/14

印刷部岡本2丁目より大蔵泉の家に移転 4/8

岡本2丁目泉の家五階まで完成

軽作業部岡本2丁目に移転 3/25

岡本泉の家…職員の討議の中から重い障害を負う脳性麻痺の人と作業能力のある人の作業場を別にした方がよいという意見が高まり、脳性麻痺の人々の社会復帰を進めること目的とした施設を建てようという結論になった。関東財務局に国有地の払い下げを交渉、世田谷区岡本の土地が決まる1970年に「大蔵泉の家」が閉鎖されるまでの間、「泉の家」は大蔵と岡本の両方で収容授産施設を運営。交通の不便を解消するためバス会社と交渉成城学園前から岡本泉の家までを往復する東急バスと小田急バスの路線ができた。

定員50名の認可 8/1

岡本2丁目泉の家、地下1階地上1階落成。124坪 7/3

成城学園前より岡本2丁目泉の家までバス開通 4/12

岡本2丁目 泉の家定礎式 1/17

泉会の目的は何か？
羽山『身体障害者の福祉、即ち一人一人の障害者の人々が自分の力を見出すと共に、それを活用できるようにすることにあります』



岡本泉の家開所式。壇上は司会の羽山施設長。

大蔵にいた6名が岡本での軽印刷の作業をすることになる。この作業の技術指導と受注には羽山の実弟羽山昇の経営する理想株式会社（現：理想科学）の援助もあった。

1964 昭和 39 1965 昭和 40 1966 昭和 41 1967 昭和 42 1968 昭和 43 1969 昭和 44

府中療育センター闘争

学園紛争全国多発

水俣病訴訟起る

カネミ油症事件

東大紛争

厚生省、国民年金審議会に障害年金の優遇について意見書



イタイイタイ病公害訴訟起る



厚生省社会局長「身体障害者福祉法による身体障害者更生授産施設通所事業について」通知

厚生省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備運営に関する最低基準」

厚生省「国立コロニーの設立」の構想を発表

汎太平洋リハビリテーション会議開催

米軍北ベトナム爆撃開始

東京オリンピック／パラリンピック開催



厚生省社会局長「重度身体障害者収容授産施設の設置及び運用について」通知

大蔵泉の家、いずみテラー、いずみ洋裁店閉鎖

3/31

大蔵泉の家所在地を日本大学に売却

6/13

日の出舎 起工式

10/29

重度身体障害者授産施設 日の出舎開設

5/1

日の出舎 落成式

5/28

日の出舎父母の会発足

10/24



日の出舎へ向かう道

日の出村(74年に町制に移行)の敷地は、傾斜地を上ったところであり、寒さが厳しく、当時の周辺道路は狭くて舗装されておらず、障害者の歩行や車いすの通行は困難で、障害者が生活するには過酷であった。しかし、地元住民の方々の非常に理解ある協力が得られ、ボランティアグループとの有意義な交流も生まれた。問題の道路は行政への働きかけで76年までに拡幅舗装。

岡本2丁目泉の家隣接地獲得の交渉開始

日の出舎作業棟落成式

2/6

泉会中期計画作成

泉の家家族会発足

3/14

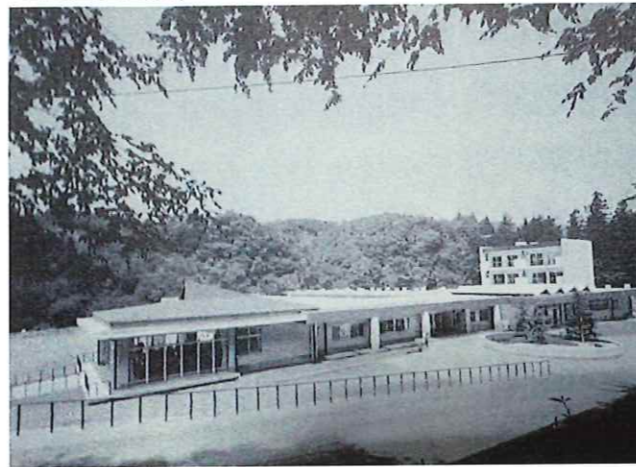
日の出舎通所事業開始 定員15名

4/1

泉の家食堂増築

泉の家通所事業開始 定員7名

日の出舎全景。



通所事業の開始…厚生省は1977年から通所併設施設を制度化
日の出舎では1976年、重度身体障害者の施設としては全国で初めて通所者の受け入れを開始。自力で通うことができない人々には、施設の車で半径10kmの範囲で送迎も行った。
一方泉の家でも77年から通所訓練を併設。

1970 昭和45

1971 昭和46

1973 昭和48

1974 昭和49

1975 昭和50

1976 昭和51

1977 昭和52

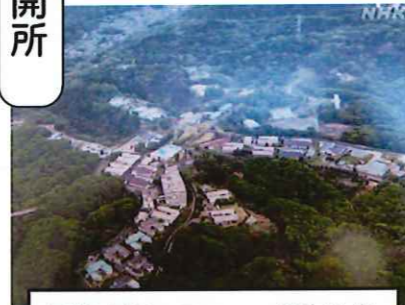
1978 昭和53

「福祉企業センター構想」発表

心身障害者対策基本法成立

厚生省、「精神薄弱者通勤寮運営要綱」施行

国立高崎コロニー開所



国立高崎コロニー。重度心身障害者が長期的に安心して生活出来るよう設計。49名の園生と249人の職員でスタート。

ベトナム平和協定調印

身体障害者授産施設の検討始まる

厚生省、「福祉作業センター構想」をまとめる

国際婦人年

身体障害者雇用促進法改正(納付金制度の新設)

障害者の権利宣言(国連総会で決議)

生活施設(収容施設)における人権とプライバシーの尊重が重視されはじめる

全社協授産施設協議会(全社協)発足

リハビリテーション交流セミナー

作業開拓指導員配置

「世田谷区長期基本構想」にもりこまれる

8/31

泉の家・大森施設長は「地域社会に根を下ろし貢献していくことが必要」として泉の家に隣接する国有地借用の交渉をすることになった。養護学校卒業後就職の可能性の低い人々に生活訓練・社会適応訓練・職業訓練の機会を提供し在宅無為に陥らせないための通所施設を考えた。

基本方針検討委員会設置
基本方針検討委員会最終報告

初代理事長 浅野順一 召天。
6/7

泉の家の隣接地、世田谷区の身体障害者通所授産施設建築が決まる

泉の家通所定員14名に変更。

世田谷区立岡本福祉作業ホーム
開設。泉会に事業委託。授産定員30名
授産前訓練定員10名



岡本福祉作業ホーム

チャリティー映画、特別試写会「ナディア」

1992年まで5年連続チャリティー映画を実施した。

1979 昭和 54

1980 昭和 55

1981 昭和 56

1982 昭和 57

1984 昭和 59

1985 昭和 60

1988 昭和 63

国際児童年

養護学校義務制実施

厚生省「精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営について」通知

厚生省「身体障害者通所授産施設の設備及び運営について」通知

国際障害者年日本推進協議会結成

厚生省 身体障害者通所ホーム新設

国際障害者年「完全参加と平等」

国際リハビリテーション交流セミナー

八王子自立ホーム開所

身体障害者福祉法改正

厚生省社会局長「身体障害者福祉ホームの設備と運営基準要綱」通知

国民年金法改正（障害者基礎年金制創設）

男女雇用機会均等法成立

青函トンネル開通
(58.85km)



泉の家 自転車リサイクル事業開始



泉の家・自転車リサイクル作業…以前自転車屋を営んでいた利用者がパンク修理等を近所の方等に行っていた。団地などで乗らなくなって放置されている自転車の処分の話があり、施設で引き取って修理することになり、正式に自転車作業が始まった。1989年に世田谷区の条例の改定があり、駅前などに放置してある自転車をリサイクルできることになり、区より自転車修理の委託を受け、月30台のペースで修理。区内の自転車商業組合店で販売することになった。

日の出舎、通所ホーム完成
(東京都の独自事業)

「泉展」(泉会の作品展を
原宿の積雲画廊で開催)

「泉会三十五年史」発行



世田谷区立岡本福祉作業ホーム
玉堤分場 開設。

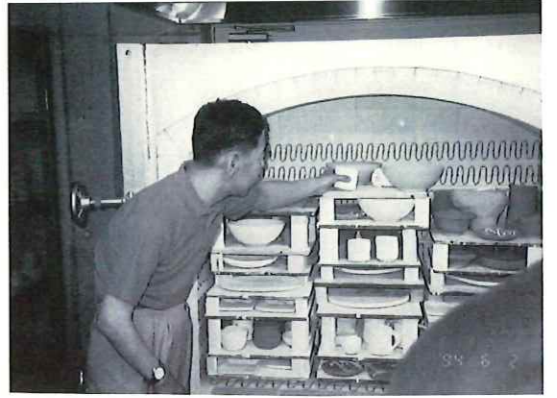
岡本福祉作業ホーム玉堤分場…玉堤地域に出張所・交番・銀行などの公共施設建設の要望があり、1991年に、地上3階、地下1階の複合施設が計画、施工された。1階部分に重度障害者施設と区民連絡所、2・3階部分に高齢者住宅、地下階に身体障害者施設という複合福祉施設となり、1992年4月に「玉堤分場」が開設、同5月より利用者6名を迎えスタートした。開設当初は、脳疾患(脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞など)の後遺症で障害が残った方を受け入れる先駆的な施設として位置付けられていた。



日の出舎、知的障害者の通所相互利用開始。

岡本福祉作業ホーム、大型陶芸窯使用開始。

羽山和江、元常務理事、召天。



岡本福祉作業ホームの大型陶芸窯

1989
平成元

1990
平成2

1992
平成4

1993
平成5

1994
平成6

1995
平成7

昭和天皇崩御。平成に改元。



心身障害者対策基本法を障害者基本法に全面改正

障害者基本法…すべての障害者に対し個人の尊厳にふさわしい処遇の権利、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動への参加の機会を提供することを掲げるとともに、障害者基本計画の策定及び国会への年次報告の提出の義務、障害者の日の設定等の規定を設けた。

障害者プラン ノーマライゼーション7か年戦略

1995年に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」は、障害者が地域社会で共に生活し、社会参加を促進するための具体的な施策を盛り込んだ計画。このプランは、1996年度から2002年度までの7年間を対象としている。地域での生活支援、教育と雇用の充実、バリアフリー化等具体的に体系化されており、障害者がより自立し、社会に積極的に参加できるようにするための基盤を築くものであった。

阪神・淡路大震災発生。

最大震度7、死者行方不明者6437名。都市直下型地震で、建物、インフラの被害も甚大。



あきる野市に東京都重度身体障害者グループホームBタイプ「あかさか」開設



「信頼・希望・愛の輪50年史」を刊行

泉会、創立五十周年。

日の出舎、短期入所事業開始

人事考課制度の導入

岡本福祉作業ホーム玉堤分場十周年記念講演会。

理泉会経営理念、基本方針、職員行動規範策定。

泉の家、自立体験室「のびのびルーム」開設

評議員会設置、13名の評議員を選任。(7月13日)

1997 平成 9 1999 平成 11 2000 平成 12 2001 平成 13 2002 平成 14 2003 平成 15 2004 平成 16 2005 平成 17

郵政民営化法成立



イラク戦争勃発

社会福祉法の完全実施

- 社会福祉法の完全実施…
- 地域福祉の推進
 - ・地域福祉計画の策定
 - ・地域福祉協議会の設置
 - 福祉サービスの質の向上
 - ・権利擁護事業の推進サービス基準
 - ・第三者評価、苦情の仕組みの導入
 - 福祉人材の育成
 - ・福祉人材センターの設置
 - ・研修制度の充実
 - 福祉サービスの提供体制の整備
 - ・支援費支給制度(措置から契約へ)



アメリカ同時多発テロ

措置から契約へ
社会福祉増進のため社会福祉事業法の一部改正…福祉サービスの質の向上、利用者の権利保護を強化するために行われた。
・福祉サービスの利用制度化
・利用者保護の強化
・社会福祉法人の運営の透明性向上
・地域福祉の増進

「社会福祉増進のため社会福祉事業法の一部改正」成立

介護保険法成立

介護保険法…高齢者が介護を必要とする状態になった場合に、必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供するための制度を定めた法律。

社会福祉基礎構造改革

社会福祉基礎構造改革…これまでの社会福祉に関する共通基盤を大幅に見直し、介護や保育対策、利用者の意思決定に重点を置いた新構造への転換を目指した。

東京都重度身体障害者グループ「あかさか」を「いずみ」に改名。

泉の家将来計画始動

入所施設の老朽化した築42年の建物・耐震化問題、新法「障害者自立支援法」のため新事業以降に伴った施設整備。

泉の家、短期入所開始
(男性1床、女性1床)
日中ショート事業開始
(1名)

立替えのため空き居室を改装して新規事業実施



泉の家入所居室の改装



泉の家短期入所の居室(改装後)

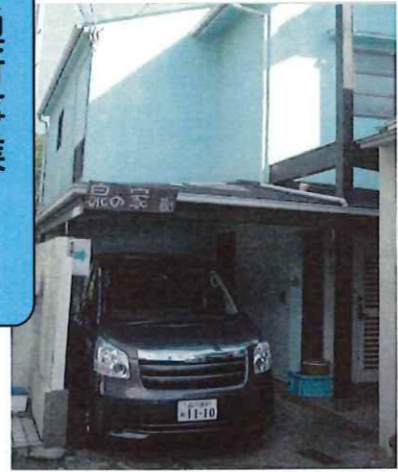
泉の家、社会福祉施設等施設整備補助金事業申請(国庫補助)

岡本福祉作業ホーム及び玉堤分場、新法に移行事業種別(生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型)

泉の家、改築工事(創設)のため、入所事業閉鎖(入所授産施設)(7月)

泉の家、改築工事のため、通所事業世田谷区弦巻に代替え地を確保。(7月)

泉の家の改築に伴う入所事業閉鎖「自立支援法」では入所して同じ建物で仕事をすることが認められていないこと、また、世田谷区が地域移行を目指していたため、新施設は通所施設となる。入所の利用者は一般民家への移動、施設移行、通所移行となった。改築の間の1年程、代替地の弦巻で通所事業を行う。



泉の家、解体工事開始(2月)

泉の家、起工式(5月22日)

第1回成城音楽祭開催(ピアノリスト・福田直樹氏)(10月)

成城音楽祭...2009年の第1回から2019年の第11回まで毎年実施。2020年度、第12回成城音楽祭は新型コロナウイルス感染症のため中止となる。



2007 平成19

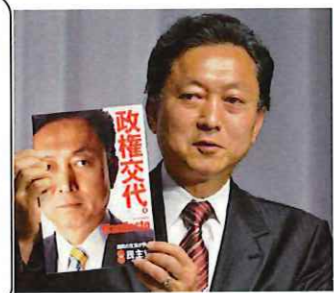
2008 平成20

2009 平成21

リーマンショック



民主党政権誕生



新しい泉の家、開所。
 多機能事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）
 単独型短期入所（日中一時保護、世田谷区）
 （4月）



新しい泉の家では、就労移行の方がカフェを営業

日の出舎、改築工事着工。

泉会として東日本大震災のボランティアを派遣



日の出舎、竣工。

事業種別（施設入所支援・短期入所生活介護「日の出舎」就労継続支援B型「就労日の出舎」

旧日の出舎の作業棟、居住棟（南棟、北棟）ともに平屋で居室は4人部屋がほとんどだったが、新しい建物は地上3階建て全て個室となり、1階部分にデイルーム、食堂が入ることになった。



2010
平成 22

2011
平成 23

2012
平成 24

障害者虐待防止法公布。

東日本大震災発生。

最大深度7、大津波発生。死者行方不明者2万2千人超。福島第一原子力発電所の事故発生。



障害者総合支援法公布。

障害者総合支援法
 障害のある方が日常生活や社会生活を営むために必要な支援を提供するための法律。
 ①自立支援給付
 介護給付…居宅介護、重度訪問介護、同行支援など
 訓練等給付…就労継続支援、自立訓練など
 自立支援医療…更生医療、育成医療、精神通院医療など
 ②地域生活支援事業
 地域生活支援…移動支援、日中一時支援など
 補装具費支給制度…補装具の費用を支給
 ③障害者福祉サービスの利用方法
 申請と計画作成…サービス等利用計画の作成
 利用者負担…所得に応じた利用者負担
 ④法改正と見直し
 3年ごとに福祉サービスの見直しと改正が行われ、サービスの充実が図られる

日の出舎、特定相談事業
「相談日の出舎」開始。

泉会事務局を開設（4月）



成城事務所



事務所内

法人として、更なる経営基盤の強化、福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を目指し、世田谷区砧8丁目の泉会事務局成城事務所を拠点に、経理・総務・人事部門の集約と効率化を目指す事務局体制を構築していく。

あきる野市に
グループホーム
「のぞみ」
1月竣工。4月開設。



2005年にグループホームいずみ（旧「あかさか」）を開設していたが、2015年、直ぐ近くにグループホームのぞみを竣工。エレベータを設置し、車いす対応、6名定員。いずみは2017年に閉鎖となった。

岡本福祉作業ホーム内に特定相談支援事業
「相談支援センターおかもと」開始

泉会事務局を業務の効率化のために移転
（岡本2丁目）

就労日の出舎、竣工。



日の出舎デイルームで生活介護と同じスペースで就労日の出舎の作業を行っていたが、新たに作業棟を敷地内北側に作る。木質ペレットを作る機械が入るペレット室あり（現在は薪を制作する部屋になっている）

日の出舎、生活介護定員を55名に変更

グループホームいずみ閉鎖。

2013 平成 25 2014 平成 26 2015 平成 27 2016 平成 28 2017 平成 29

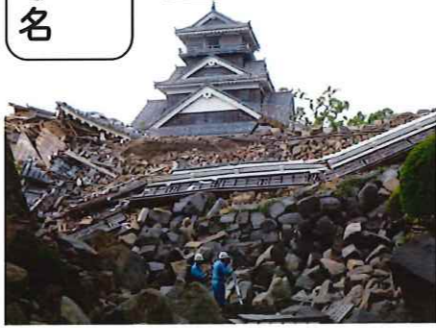
日本が障害者権利条約を批准。
障害者差別解消法公布。

障害者権利条約批准に先立ち、国内法の整備がすすめられた。
・障害基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立など。
主な内容
・差別の禁止
・地域社会への包容
・権利の保障

介護保険法改正。

社会福祉法人制度改革
熊本地震
最大震度7、死者276名

社会福祉法改正のポイント
・経営組織のガバナンスの強化
・事業経営の透明性の向上
・財務規律の強化
・地域における公益的な取組を実施する責務等



コイノニアかみきた、事業開始。
 特定障害福祉サービス事業、多機能型生活介護定員20名就労継続支援B型30名。

グループホームこいのにあ、事業開始。
 共同生活援助4名+4名(2ユニット)。

コイノニアかみきた、グループホームこいのにあ
 2015年8月に都営地活用による地域の福祉インフラ整備事業により東京都より事業者公募があり、泉会の事業提案が認められ借受者として決定し、施設整備を実施。コイノニアとは「集う」「共同」などの意味がある。この場所が障がいがある方はもちろん地域の中で集う場となるよう、願いを込めて命名した



玉堤分場、台風19号により浸水。活動が出来ない状態となる。



2019年に10月に上陸した台風19号により、玉堤分場が浸水被害を受けた。玉堤分場は地下階にあるため、床上だけでなく天井からの浸水もあり、泥水は施設内全体(天井、壁、床)に広がった。同じ玉堤町をはじめとした近隣の地域にかけては、床上下浸水した家屋や集合住宅、商店や学校等多大な被害を受けた。復旧までの間は、岡本福祉作業ホーム本園で活動を行い利用者の毎日の通所場所を確保、利用者支援と並行しながら復旧作業を行った。法人内職員だけでなく、近隣の方、ボランティアの方等の多くの協力を得て、2020年2月より、玉堤分場での活動が再開することができた。

新型コロナウイルス感染症流行による影響

日の出エリア
 感染防止のため、入所利用者の外出・外泊を禁止、家族の面会にも制限を設けた。行事などは自粛、通所も休止する期間も設けた。
 それでも日の出舎では2022年にクラスターが発生、入所利用者の半数以上が感染する事態に陥った。



外出ができないため、日の出舎敷地内でブドウ狩りを実施(2021年9月)。

泉の家、就労移行事業を廃止。生活介護の定員を20名から26名に増員。

就労移行事業廃止...過去10年間、就労移行の利用が無かったため。

生活介護の定員増...世田谷区での生活介護のニーズが高まったため。

2018
平成30

2019
令和元

2020
令和2

2021
令和3

2022
令和4



平成の天皇退位、令和に改元

新型コロナウイルス感染症の世界的流行



新型コロナウイルス感染症
 日本では、2020年1月に中国に渡航歴のある男性の感染が最初。2月には初の死者も発生し、感染者が100名を超え、3月には1000名を超える。4月には緊急事態宣言が7都府県に発令。12月には累計感染者が20万人を超える。多くの国でロックダウン、移動自粛となり、経済活動が制限される。学校も相次いで閉鎖、オンラインによる授業に移行が進む。感染者の爆発的増加により医療体制が逼迫、医療従事者の負担が増加する。また、長期の隔離政策により、精神的なストレスが増え、メンタルヘルスの問題も深刻化。
 東京オリンピック・パラリンピックも延期を決定。

東京オリンピック・パラリンピック開催





コンサート開催時に
チャリティとして能登半島地震
義援金を募る。
2月19日、世田谷区長へ集まった
義援金を利用者の方から手渡しする。

世田谷平安教会にて設立70周年記念
コンサートを開催（1月20日）

泉会、創立七十周年。



能登半島地震・介護職員等応援派遣

いしかわ総合スポーツセンターの
1.5次避難所へ泉会から2名の
職員が派遣された。

能登半島地震に伴う介護職員等応援派遣で
法人の職員2名を石川に派遣



能登半島地震
最大震度7、死者行方不明者404名

新型コロナウイルス
「五類」に移行

2023
令和5

2024
令和6